

【補助金の概要】

1. 事業の目的・内容

新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者がそれ以外の疾患の患者と接触しないように設けられた動線に確実に誘導するとともに、院内感染防止上必要な情報を提供するため、多言語の看板や電光掲示板等を医療機関内の次に掲げるような場所に整備することを支援する。

- (ア) 医療機関の入口等、患者が医療機関を訪れる際にはじめに立ち寄る場所
- (イ) 新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者が待機する場所

2. 補助対象期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日の間に購入、設置したもの

3. 補助対象経費

- ・多言語の看板や電光掲示板等の備品購入費（設置に要する工事費等を含む）

4. 補助基準額及び補助率

(1) 基準額

- ・多言語の看板や電光掲示板等 1か所あたり1,083千円
（入院を要する新型コロナウイルス感染症患者に対応可能な感染症指定医療機関等は 429千円加算）

(2) 補助率：10分の10

5. 補助対象施設

新型コロナウイルス感染症患者の受入れを行う医療機関（*1）、かつ、外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関（*2）

※ なお、本補助金を活用するにあたっては、外国人患者を受け入れることを公表する「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」として登録いただきます。

*1「新型コロナウイルス感染症患者等の受入れを行う医療機関」

- ① 帰国者・接触者外来を設置している又は設置を予定している医療機関
- ② 入院を要する救急患者に対応可能な次の医療機関
 - ・ 感染症指定医療機関
 - ・ 「新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について（依頼）」（令和2年2月9日厚生労働省健康局結核感染症 課事務連絡）等に基づき、新型コロナウイルス感染症の患者等のための病床を確保している、もしくは、都道府県の調整等に応じて入院患者等の受入を行う意向がある医療機関

*2「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」

(1) 外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関（病院）の要件

- ① 山梨県地域保健医療計画における二次以上の救急医療機関（二次救急医療機関・三次救急医療機関）であって、
- ② 外国語での対応が可能な医療機関

（留意事項）

- ※言語対応については、医療機関の実情に応じて、対応言語数、種類は問いません。また、医療通訳者、電話通訳、音声翻訳等の有無・形式等は問いません。
- ※登録された医療機関であっても、外国人患者の受入れを強制されるものではありません。

(2) 登録医療機関の取扱について

登録医療機関については、外国人の患者の受け入れが可能であることを公表する医療機関として、観光庁（日本政府観光局（JNTO））のウェブサイトに掲載されます。